

長岡市戸籍記載氏名振り仮名登録電話対応業務委託 簡易評価型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本募集要項は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）の施行にあたり、戸籍への氏名の振り仮名登録における市民からの問い合わせに対して、迅速・正確に対応しかつ職員負担の軽減に資するための、コールセンター業務を委託するにあたり、最も適切な者を当該業務の委託先候補として選定するための手続き等について必要な事項を記載したもの。

2 業務の概要

(1) 件名

長岡市戸籍記載氏名振り仮名登録電話対応業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 事業者選考方式

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

4 提案上限額

11,832,179 円（税込み）

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

5 プロポーザル実施スケジュール（概要）

項目	日程	備考
募集開始	令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）	
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金曜日）	
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）	
質問書回答送付	令和 7 年 5 月 14 日（水曜日）	
提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 21 日（水曜日）	
プレゼンテーション	令和 7 年 5 月 27 日（火曜日）	
委託先候補の選定結果通知	令和 7 年 5 月 30 日（金曜日）	
契約締結	令和 7 年 6 月上旬頃	

6 参加要件

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(3) この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) この公告の日以後に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始若し

くは更生手続き開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。
- (7) ISO27001 の認証（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証）及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク認証のいずれか又は両方の認証を取得していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

7 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提案見積額が提案上限額を超えている場合。
- (3) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合。
- (4) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (5) 本プロポーザルの審査又は本業務の契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合。

8 プロポーザルへの参加について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次により必要書類を提出すること。

提出書類	(1) 様式 1「簡易評価型プロポーザル参加表明書」 (2) 様式 2「誓約書」 ※本市の入札参加資格名簿に登録済みの者は提出は不要 (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証の写しのいずれか又は両方
提出方法	郵送または持参して提出すること。 ※郵送の場合は、簡易書留やレターパック等配送状況の追跡が可能な方法で送付すること。
提出先	長岡市市民協働推進部市民課 住所：〒940-8501 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10 電話：0258-39-7513 電子メール：simin@city.nagaoka.lg.jp
受付時間 (持参の場合)	土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで
提出期限	令和 7 年 5 月 2 日（金曜日）午後 4 時まで（必着）

9 質問の受付及び回答

参加表明書を提出した事業者は、本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であって

も回答しない。

提出書類	質問は、文書（様式自由、ただし用紙サイズはA4判）により行うものとし、電子メールで送信すること。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、メールアドレスを記載すること。
提出方法	電子メール ※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。 ※送信後、電話にてメール受信を必ず確認すること。 ※複数の質問がある場合は、適宜行を追加し、1 枠に 1 件の質問を記載すること。
提出先	項番 8 に同じ
受付期限	「簡易評価型プロポーザル参加表明書」を提出した日から令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）午後 4 時まで
質問の回答	次の期限までに、参加表明書を提出した者全員に、質問者が特定されない形で電子メールにより回答する。 令和 7 年 5 月 14 日（水曜日）午後 5 時まで

10 参加表明書提出後の辞退について

参加表明書提出後にプロポーザル参加を辞退する事業者は以下によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

提出書類	様式 3 「プロポーザル参加辞退届」
提出方法	電子メール ※電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
提出先	項番 8 に同じ
提出期限	令和 7 年 5 月 21 日（水曜日）午後 4 時まで（必着）

11 提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書は次に掲げる書類で構成すること。

提案書内容	別紙仕様書を熟読の上、下記及び別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領（長岡市戸籍記載氏名振り仮名登録電話対応業務）」の「4 選考評価基準」を踏まえた提案書を作成すること。 ア 表紙（業務名、事業所名、担当者名を記載すること） イ 目次 ウ 事業所概要（所在地、代表者名、設立趣旨、業務内容等） エ 過去 5 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）又は現在受注している類似業務。（受託業務内容、受託期間、対応件数（見込み）、発注元等を個別に示すこと） オ 本業務への取組体制（実施体制人数、事務分担、連絡体制） カ 個人情報保護に関する取り組み（研修の内容や情報保護のための対策等、具体的な取組事例を示すこと）
-------	---

	キ 業務の効率化、市民の利便性向上につながる独自の方策（具体的な手段及びその効果について示すこと） ク 費用見積 事業費見積額の算出根拠として、具体的な作業内容と概算経費を記載すること（別途、見積書（任意様式）を提出すること）。
提 案 書 の 書 式	・用紙の大きさはA4/片面カラー印刷とする。用紙の向き（横・縦）は問わない。 ・ページ枚数は提案書内容ア～キを含んだ内容とし、20 ページを上限とする。 ・文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
提 出 部 数	8 部
提 出 方 法	持参又は郵送で提出。提出期限までに必着とし、郵送の場合は必ず到着を確認すること。 提出後、長岡市市民課へ提案書データ（PDF 形式・容量 10MB 以内）を送付すること。
提 出 先	項番 8 に同じ
提 出 期 限	令和 7 年 5 月 21 日（水曜日）午後 4 時まで（必着） 持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで

12 提案書の提案条件及び作成上の留意事項

- (1) 参加者は、本プロポーザルにあたり提出各種資料に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。
- (3) 提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポーザルに参加できない。ただし、天災等による交通障害や公共交通機関のダイヤの乱れ等による遅延などにより提出期限を過ぎたものは、それらの状況が参加者側の行動によって回避できないことが明確な場合にのみ受け付けることとする。
- (4) 提出期限以降の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書等の提出は、1 参加者あたり 1 提案のみとする。
- (6) 提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。
- (8) 提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (9) 提出された提案書等の内容について、本市より問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

13 見積書の作成方法及び留意事項

- (1) 提案見積書は封筒に入れて封かんして提出すること。
- (2) 消費税及び地方消費税は含まないこと。
- (3) 本業務にかかる一切の業務に関する費用を記載すること。

14 プレゼンテーションの実施

提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時（予定）

令和 7 年 5 月 27 日（火曜日） 午前 9 時 00 分から（予定）

具体的な日時は、5 月 9 日（金）までに別途メールで通知する。

※参加表明事業が多数の場合、翌 28 日と 2 日間に分けて実施する。

(2) 会場

長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10 アオーレ長岡 アリーナ 2 階多目的室 B（予定）

(3) 実施方法

担当	内容	時間
提案者	準備（資料配布、画面投影機器の準備等）	5 分程度
長岡市	プレゼンテーションに係る注意点等の説明	5 分程度
提案者	プレゼンテーション	20 分※
提案者・長岡市	質疑応答	10 分程度

※制限時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了すること。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーション参加者は 3 名までとし、提案書の提出順で行う。

イ プレゼンテーションは、当該業務を実施する者が行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

ウ 事前に提出された提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に要点のみを端的に説明すること。

エ 既に提出された提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

オ モニター（入力：HDMI 端子）に投影しての説明も可能だが、以下の点について留意すること。

- ・投影に必要となるパソコン、タブレット、変換コネクタ等は持参すること。なお、HDMI ケーブルはモニターに備え付けのものを使用すること。
- ・電源等は使用できないため、機器側のバッテリー駆動で画面を投影すること。
- ・投影する内容は既に提出した企画提案書の内容に限る。新たに作成した資料を当日に投影することは認めない。
- ・機材トラブル（持参機器やモニター等）及び会場の変更によりモニターが使用できない状況になった場合は配布資料のみで説明を行うこと。その際、モニターに映像が投影できないことによる不利益がないように評価を行う。

カ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録画、録音する。なお、プレゼンテーション及び質疑応答において参加者が発言した内容は、原則として契約に反映する。

15 選定方法及び評価基準

(1) 本プロポーザルにおける審査

本市職員等で組織する選考委員会において、提案書の内容とヒアリング結果を総合的に評価し、優先交渉権者を特定します。この場合において、見積金額が「4 提案上限額」に記載する金額を超え

ている場合はその他の評価に関わらず特定しない。

なお、提案者が1者の場合でもヒアリングを実施し、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額により総合的に評価した上で適格と認められた場合、優先交渉権者として特定する。

(2) 審査項目について

次の項目により評価する。

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領（長岡市戸籍記載氏名振り仮名登録電話対応業務）」のとおりに従う。

16 選考結果

- (1) 特定、非特定の通知は参加全者に電子メールで文書形式にて通知する。
- (2) 特定されなかった事業者に対しては、非特定理由を付して通知する。
- (3) 非特定通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内（休日を含まない）にその理由の説明を書面で求めることができる。
- (4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）に書面により行う。
- (5) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおり。
 - ア 受付場所：項番8に同じ
 - イ 受付時間：午前8時30分から午後5時まで

17 契約

(1) 契約内容の再確認・協議

優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとする。

このとき、企画提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の者と再確認を行う。また、優先交渉権者が契約までの間に失格となった場合においても、次点の者と契約に向けた協議を行うものとする。

提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行う。ただし、優先交渉権者の都合により提案内容を契約に反映することができない場合、又は、個別協議が整わなかった場合には、次点の者との協議を開始する。

協議が整った業者を、契約を予定する契約候補者とする。

(2) 契約予定額

契約を予定する額は、提案見積書に記載された額を基に、契約に向けた協議の中で決定する。

18 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの結果の報告等に必要となる場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例33号）に基づき公開する。